

旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）

第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し、他の条例に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者の指定をしようとするときは、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。

2 市長等は、前項の規定により公募しようとするときは、規則（市長の定める規則をいう。以下同じ。）で定める事項を告示しなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に当該指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添えて、市長等に提出しなければならない。

(指定管理者の候補者の選定等)

第 4 条 市長等は、前条の申請書の提出があったときは、次に掲げる基準に照らし、指定管理者として最も適当と認めるものを、その候補者として選定するものとする。

(1) 事業計画書に基づく公の施設の運営が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

(3) 事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の管理に係る経費の縮

減が図られるものであること。

(4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 市長等は、前項の規定による選定を行ったときは、その結果を前条の申請書を提出したもの（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

3 市長等は、前項の規定による通知をした後、第1項の規定により選定したもの（以下「被選定者」という。）を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、当該被選定者以外の申請者のうちから新たに同項の規定による選定を行うことができる。

（指定管理者の指定等）

第5条 市長等は、被選定者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該被選定者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第6条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に、当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（原状回復義務）

第7条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理を行わなくなった公の施設の施設及び設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を受けたときは、この限りでない。

（秘密保持義務）

第 8 条 指定管理者又はその管理する公の施設の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、当該公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくはその指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（旭川市情報公開条例の一部改正）

2 旭川市情報公開条例（平成 3 年旭川市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者の情報公開）

第 1 2 条の 2 指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設（同法第 2 4 4 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理に関する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の情報の公開が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 実施機関は、第 1 項の情報に係る文書等の公開請求があった場合において、当該公開請求に係る文書等を保有していないときは、指定管理者に対し、当該文書等の提出を求めるものとする。

4 前項の規定に基づき指定管理者が提出した文書等は、公文書とみなして、この条例を適用する。

（旭川市個人情報保護条例の一部改正）

3 旭川市個人情報保護条例（平成 3 年旭川市条例第 2 6 号）の一部を次のように改

正する。

第19条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の個人情報保護)

第19条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行うに当たって、個人情報を取り扱うときは、第4条から第8条までの規定を準用する。この場合において、第4条第2項ただし書中「実施機関が」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）が」と、同条第3項第5号中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第5条中「市長に」とあるのは「指定実施機関を通じて市長に」と、第6条第1項第4号中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する場合における第9条から第16条までの規定の適用については、第9条中「個人情報（）」とあるのは「個人情報（指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。）」と、「実施機関に保有」とあるのは「当該指定管理者に保有」と、「実施機関に対し、」とあるのは「指定実施機関に対し、」と、第10条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第11条第1項中「以内に」とあるのは「以内に、指定管理者から当該開示請求に係る個人情報の提供を受けて」と、第13条第1項第3号中「実施機関」とあるのは「指定管理者」と、第14条中「実施機関が」とあるのは「指定管理者が」と、「実施機関に」とあるのは「指定実施機関に」と、第15条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第16条第2項中「訂正等をした」とあるのは「訂正等を指定管理者に行わせた」とする。

3 指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者は、当該公の施設の管理の業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。